

## 仕様書

### (適用)

- この仕様書は、「千秋公園自然環境調査（両生類・は虫類・哺乳類）業務委託」に適用する。

### (目的)

- この調査は、中心市街地にあって豊かな自然を有する千秋公園を調査地域とし、調査結果を今後の自然環境保全の啓発や環境学習等を含む自然環境保全施策全般の基礎資料とするものである。

### (履行場所)

- 千秋公園地内

### (履行期間)

- 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (実施計画書)

- 受託者は、円滑および効率的、効果的に業務を進めるために調査方法、体制、スケジュール等を検討し、実施計画書を作成し、調査実施前に本市に提出すること。

### (調査時期、調査対象、調査日数および調査方法)

- 調査時期、調査対象および調査方法は、以下のとおりとする。なお、詳細は打合せにより決定する。

調査時期	調査対象	調査日数	調査方法
5月	両生類・は虫類	2. 5日	目撃法、捕獲法
	哺乳類		目撃法、フィールドサイン法、無人撮影法等
6月	両生類・は虫類	1. 5日	目撃法、捕獲法
	哺乳類		目撃法、フィールドサイン法、
10月	両生類・は虫類	2. 5日	目撃法、捕獲法
	哺乳類		目撃法、フィールドサイン法、無人撮影法等
積雪時	哺乳類	1日	フィールドサイン法

(調査報告)

7 調査報告は、以下のとおりとする。

(1) 確認種は、「目和名」、「科和名」、「種標準和名」、「種学名」の順に分類し、確認種全体のリストを作成すること。

また、「環境省レッドリスト」、「秋田県レッドデータブック」等に選定されている種については、これを付記すること。

(2) 絶滅危惧種などの希少種を発見した場合には、その旨を表記すること。

(3) 特定外来生物（両生類、は虫類又は哺乳類）を発見した場合には、その旨を表記すること。

(4) 生息個体などから分析した調査地内の特徴等について記載すること。

(5) 調査結果をとりまとめるとともに、パンフレット等に転用しやすい様式の概要版を作成すること。

(調査日および調査時間)

8 調査日および調査時間を設定するに当たって、あらかじめ調査日および調査時間の候補を本市に示し、当該地を管理する主体（地権者、関係者）等との調整結果を基に最終的に本市が決定するものとする。

ただし、天候等による影響を考慮してあらかじめ設定した予備調査日および調査時間を変更する場合は、あらかじめ本市に連絡するものとする。

(業務従事者の資格等)

9 業務の実施に当たっては、学識経験者、技術士（環境部門「自然環境保全」又は建設部門「建設環境」）等の専門家が総括しなければならない。ただし、専任性は求めない。

(業務施行の原則)

10 当該地を管理する主体（地権者、関係者）等の承認を受けた範囲を事前に正確に確認し、立ち入りが制限されている区画等には侵入してはならない。また、調査実施中に当該地の利用者に対して不信の念を抱かせるような言動や行為をしてはならない。

(関係法令等の遵守)

11 受託者は、本業務の実施にあたり関係法令等を遵守しなければならない。

(資料の貸与)

12 業務に関連する図書、図面およびその他の資料のうち、市が所有するものに

については必要に応じてこれを貸与する。

- (1) 業務を進めるに当たり、本市から貸与された資料は、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、これを公表し、貸与し、又は複製してはならない。
- (2) 貸与された資料は、業務が終了したときは、速やかに本市に返却すること。

(守秘義務)

13 受託者は、本業務の遂行に当たって知り得た事項について、本市の承認を得ずには漏らしてはならない。

(疑義)

14 本仕様書記載事項および本業務遂行上の疑義が生じたときは、速やかに本市と協議し、本業務に支障のないようにしなければならない。

(打合せおよび議事録)

15 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と本市は打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録する。

(成果品)

16 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 報告書（A4版両面印刷 A3版資料の折り込み可） 2部
- (2) 報告書（概略版） 2部
- (3) 報告書および報告書に使用した写真データ（電子媒体） 1式
- (4) その他本市が求める資料 1式

(成果品の審査および引渡し)

17 受託者は、成果品について本市の審査を受けなければならない。審査合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、本業務の完了とする。

(その他)

18 調査時に特定外来生物を捕獲した場合は、適切に対処すること。